

# 「増税法」の施行について

2026年1月1日より「増税法」が施行されます。中国において増税は国家税収に占める割合が最も大きな税金ですが、これまで「増税暫定条例」および関連諸規定に基づいて課税が行われてきました。増税はこれまでの制度改正を経て現在に至っており、「増税法」の施行に伴って大きな制度変更が行われることではなく、現在の制度に合わせた法制化が行われたものといえます。今回は、「増税法」の規定に基づき、改めて増税の課税制度を概説します。

## 1. 増税法施行の経緯

中国では、近年にかけて、法治主義の理念のもと憲法以下の法制度の整備が進められてきました。このような中、税法に関する規定も法制化されてきました。増税は、1993年に施行された増税暫定条例、その他の関連諸規定により管理されてきましたが、国家税収に占める割合が最も大きな税金で制度や規定が複雑化していたことや、従来「営業税」と「増税」に分かれていた消費課税を増税に一本化・合理化するために時間を要したことなどから法制化が遅れていたものと考えられます。

2026年1月1に増税法が施行される一方、増税暫定条例は廃止され、その他の関連規定は増税法の下位規定となり、ここに複雑であった増税に関する法体系が増税法のもとに整理されたことになります。なお、中国の増税の徴税については税務当局管制の税務インボイス（増税発票）を用いて徹底した管理が行われています。今回施行される増税法の中では、増税の課税に関する基本的な枠組みを規定するにすぎず、増税発票の運用を含めた具体的な徴税管理については、税収徴収法やその他の関連諸規定により規定されています。

## 2. 増税の課税取引

増税の課税取引は、中国国内における貨物および不動産の販売取引、サービス提供取引、無形資産の所有権及び使用権の有償譲渡取引となります。また、中国国内における取引に当たるか否かについては、以下の基準により判断されます。

### ◇中国国内における取引か否かの判定基準

取引内容	判定基準
1. 貨物の販売取引	貨物の運送開始地点もしくは所在地が中国国内であること
2. 不動産譲渡取引、不動産賃貸取引、天然資源使用権の譲渡取引	不動産もしくは天然資源の所在地が中国国内であること
3. 金融商品の販売取引	金融商品が中国国内で発行されていること、もしくは販売主体が中国国内の法人（組織）もしくは個人であること
4. 上記2.3.以外のサービス提供取引、無形資産の所有権及び使用権の譲渡取引	サービスもしくは無形資産が中国国内で消費されていること、売主（サービス提供主体）が中国国内の法人（組織）もしくは個人であること

Seiwa Global URL: <http://www.seiwa-group.jp>

成和ー上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商务中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
  - 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
  - ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244
- © 2015 SSBC. All rights reserved.

また、増增值税は取引が有償であることを前提として課税取引とされますが、以下の場合には取引（もしくは行為）が無償で行われたとしても課税取引とみなされます。

### ◇課税取引とみなされる場合

- |  |
|--|
| 1. 法人(組織)もしくは個人事業主が生産もしくは外注加工した貨物を従業員福利もしくは個人消費に使用する場合 |
| 2. 法人(組織)もしくは個人事業主が無償で貨物を譲渡する場合                        |
| 3. 法人(組織)もしくは個人事業主が無償で無形資産、不動産もしくは金融商品を譲渡する場合          |

### 3. 増增值税の課税事業主及び納税額

増增值税の課税を受ける主体（課税事業主）は、一般納税人と小規模納税人に分かれます。一般納税人の納税額は、課税取引のうち売上取引額（課税売上高）に税率（13%、9%、6%）を乗じて計算される増增值税額（売上税額）から仕入取引額（課税仕入高）に税率（13%、9%、6%）を乗じて算出される増增值税額（仕入税額）を差し引いて計算された金額が納税額となります。一方、小規模納税人については、課税取引のうち売上取引額（課税売上高）に税率（3%）を乗じて計算された金額が納税額となります。

年間の課税売上高が500万元を超えない事業主は小規模納税人とされますが、税務局での認定を経て一般納税人として納税を行うことが認められます。

### ◇課税事業主ごとの納税額の計算方法

課税事業主	納税額の計算方法
一般納税人	「売上税額」から「仕入税額」を差し引いて計算された金額
小規模納税人	課税売上高に税率(3%)を乗じて計算された金額

なお、以下の取引に関する仕入税額については、納税額の計算上、売上税額から差し引くことができないことがあります。

### ◇売上税額から差し引くことができない仕入税額

- |   |
|---|
| 1. 簡易課税方式(小規模納税人に適用)による課税に対応する仕入税額                  |
| 2. 増增值税の免税取引に対応する仕入税額                               |
| 3. 特別損失(非正常損失)に対応する仕入税額                             |
| 4. 購入され従業員福利もしくは個人消費に使用された貨物、サービス、無形資産、不動産に対応する仕入税額 |
| 5. 購入され直接消費に使用された飲食サービス、住民日常サービス、娯楽サービスに対応する仕入税額    |
| 6. 国務院の規定するその他の仕入税額                                 |

### 4. 税率

增值税は課税取引の内容によって税率が異なり、以下の通りとされています。

#### ◇增值税の税率

課税取引	税率
1. 貨物の販売、加工修理サービス、有形動産賃貸サービス、貨物の輸入、について、2. 4.に該当しない取引	13%
2. 交通・運輸・郵政・建築・不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用権譲渡、および下記の①～④の販売、について、4. に該当しない取引 ①農産品、食用植物油、食塩 ②水道水、暖気、冷気、熱湯、ガス、都市ガス、天然ガス等(注:筆者抽出表記)の製品 ③書籍、新聞、雑誌、メディア製品、電子出版物 ④飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用シート	9%
3. サービス提供、無形資産の所有権及び使用権の譲渡、について、1.4. に該当しない取引	6%
4. 貨物の輸出(國務院規定による除外あり)、國務院規定に基づくクロスボーダー取引の範囲に該当するサービス提供および無形資産の所有権及び使用権の譲渡	0%

なお、小規模納税人に対しては、取引の内容にかかわらず 3%の税率が適用されます。

#### (執筆者連絡先)

**上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成**  
**住所:上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商务中心 303 室**  
**電話番号:+86-21-5237-6737**  
**E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>**